

●1975年10月29日第3種郵便物認可 毎月1回10日発行●

ISSN 0911-9396

関西労災職業病

関西労働者安全センター

2012.10.10発行〈通巻第427号〉200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6942-0278
郵便振替口座 00960-7-315742
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284
E-mail : koshc2000@yahoo.co.jp
ホームページ : <http://www.geocities.jp/koshc2000/>



- 病院でのタルク使用で中皮腫を発症 元准看護師を労災認定
中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川和子 2
- 胆管がんで新たに労災請求
校正印刷ではなく、オフセット印刷に従事 6
- 職場のいじめハラスマント国際会議開催 8
- 韓国からのニュース 13
- 前線から
はつりじん肺訴訟第15回弁論期日報告 大阪 17

9月の新聞記事から／19
表紙／106Mの尖塔を頂くコペンハーゲン市庁舎

'12 10

病院でのタルク使用で中皮腫を発症 元准看護師を労災認定

中皮腫・アスベスト疾患・患者と家族の会 古川 和子

8月27日(月)12時のNHKテレビニュースが全国を駆け巡った。元准看護師の河村三枝さん(52)が手術用のゴム手袋を再利用するための作業でアスベストに曝露して中皮腫になり、山口労働基準監督署で労災認定されたという内容だ。ニュースを見た他のマスコミ各社もにわかに理解できない状況だったに違いない。直後から関西労働者安全センターには問い合わせの電話が殺到し、午後2時半からは、同センター事務所で記者発表が行われた。各テレビ局、新聞社等がたくさん詰め掛けたのはいうまでもない。その席上で、河村さんが当時の作業工程を実演してくれたのは、取材に来ていた方にとっても解り易かつただろう。

河村さんと私が出会ったのは、2010年11月に山口県宇部市で行われた「患者と家族の会広島支部宇部集会」の時だった。いつもどおり午前中は相談会で、午後からは会員さん達による情報交換を兼ねた集いを行った。宇部市は「山口宇部医療センター」があり中皮腫の治療に精通された先生方もおられるということで、遠方からの受診者も多い。河村さんは山口県防府市在住だが、宇部医療センターに通っている患者だった。ある時インターネットで宇部集会があることを知り、参加してくれた。

そして自己紹介の時「私は中皮腫の患者で、発見されたときは既にステージIVでした。リンパ節にも転移があり、手術は出来な

いといわれて抗がん剤治療のみ行いました。職業は看護職でした。どこでアスベストを吸ったのか解りません。住まいは山口ですが、昔2年間だけ大阪にいました」と語った。河村さんの言葉に強く心打たれた私は「大丈夫、任せてください。必ずアスベストを吸った原因を調べましょうね」と答えた。

集会終了後に、聞き取りを開始した。すると地元の高校を卒業後に大阪府の看護学校に2年間通っていたことが解り、その場所を聞いた私は過敏に反応した。大阪府高槻市、彼女の生活していた場所は以前から私が調べている辺りだったからだ。早速詳細な調査が始まった。

河村さんは、大阪府高槻市に隣接する茨木市高田町のA病院看護学校に入学して、高槻市阿武野にある

T病院の寮に入り、約2年間この区間を通っていた。このあたりには石綿工場があった。旧浅野スレー



記者会見での河村さん

ト(1962～2001)、カナ工石綿(1954～1976)、の2件が確認されている(カッコ内は何れも確認操業期間)。私は「工場周辺の曝露か？」と当初は考えていた。しかし操業期間が一致せず、距離的にも無理があった。

河村さんがS 53年(1978年)にA病院看護学校に入学した時は、近隣にあったと思われるカナ工石綿の操業は終わっている。そして規模も大きく近年までアスベストを使用生産していた旧浅野ストレート(現、エーアンドエーマテリアル大阪工場、以下、A&A社)はA病院・T病院共1.5 km以上離れた距離にある。この工場から近隣被害が確認されていない段階で、1.5 km以上も離れた場所にいた河村さんが曝露したとは考えられない。

なぜ私が最初から高槻市のA&Aにこだわったのか？実は、A&A社旧横浜工場(横浜市鶴見区)において近隣住民の被害が発生しているからだった。ここにきて曝露調査は振り出しに戻った。まずは河村さんの生い立ちからだ。小学校、中学校、高等学校…なんらこれといった原因らしきものは無し。家庭内曝露？父親は山口県内で大型乾燥機製造メーカーに勤務していた。工場勤務だった。かつて私は熱交換器会社に勤務していた方が中皮腫になり、労災認定を手伝ったことがある。この方は、大型乾燥機内に入り溶接作業などをして故障箇所を修理したこともあった。乾燥機内は断熱材が張り巡らされている。そのとき内部に断熱材として使われていたアスベストを吸ったという。当然この工場には断熱材があつただろう。しかし、河村さんの父親の職場から石綿労災認定者は出していない。すると家庭内曝露はありえない、と思った。

「看護学校時代には机の上の勉強以外、どのような実習がありましたか？」など、我ながら恥ずかしくなるような稚拙な質問を投

げかけた。原因を調べましょう、と胸を張って言いながら情けないことだ。建物の吹きつけも無いようだった。そういった会話の中で「どこかで粉っぽい物を使った記憶は？」との質問に大きな展開が待っていた。

「実は、産婦人科医院に勤務していたころに手術用手袋の再生作業で粉を使いました」と思いもかけない言葉が出てきた。河村さんの勤務した病院は○医院(1980年～1981年)、K産婦人科医院(1981年～1986年)、Y耳鼻咽喉科(1994年～2002年)、A特別養護老人ホーム(2002年～2006年)、Hクリニック(2006年～2009年)の5ヶ所だった。1981年から5年半勤務した病院での作業の中に「白い粉」があった。「その粉は何ですか？」との質問に「打ち粉とか、粉、とか言っていました」という。早速、河村さんの後輩にあたる元同僚の話を聞いた。産婦人科医院では出産の介助や手術をするときにゴム手袋を使用するが、その当時のゴム手袋は使い捨てではなくて、再利用したという。そして二人の話をまとめると、次のようになる。

- 1、使用済みのゴム手袋を水洗いする。
- 2、乾燥させる。
- 3、大きな黒いビニール袋(家庭用のごみ袋)に入れて、その中に「打ち粉」を入れ、打ち粉がまんべんなくビニール手袋に付着するべくビニール袋の口を閉じて混ぜていた。
- 4、袋の口を開けて手袋を取りだす。その際には、中から粉が舞いあがっていた。
- 5、その後、ガス滅菌。
- 6、作業は一週間に一回から二回くらいで、手袋が溜まった都度行っていた。手袋は5、6組から10組位単位で行った。
- 7、「打ち粉」と呼んでいた粉は、500 g入り位で缶に入っていた。
- 8、缶は市販されているベビーパウダーよりも、縦長の缶だった。

- 9、 緑色のラベルが貼ってあったが、何と書いて有ったのか記憶が無い。
- 10、保管場所は屋上へ行く踊り場の棚だった。
- 11、当時従業員は看護師を含めて12～13人いて、新任の看護師は様々な雑用をした。職務内容には「ゴム手袋の洗浄と滅菌」作業もあり、次の新任が入るまでの期間数年間は行っていた。

「白い粉」は何だったのか？単純な私は「タルクに違いない」と思った。その根拠はとてもあやふやなものだったが、かつて知り合いの医師から「昔は医療現場でタルクを使用していた」と聞いたことがあるし、「海外では外科医が中皮腫になった事例があり、もしかしたら手術用ゴム手袋に付着したタルクが原因かもしれない」と小耳に挟んだこともある。そうしたある日、片岡さんが「申請するんだろ？それならば外科医の証言を貰ったほうがいい」とアドバイスをくれた。労災申請を出すにしても「白い粉」がタルクであるという確証が掴めなかつた私は「そうだ、証言を書いて貰おう！」と心のもやもや感が一気に吹き飛んだ。古くからの知り合いで大阪府内で開業しているS先生（元大学病院勤務の外科医）にお願いして、意見書を書いて貰った。「1982年にK大学病院に入った当時、タルクは医療材料として使用されていた。医療用ゴム手袋の再生利用についても、手袋を洗浄・乾燥した後にタルクを散布していた。その頃使用したタルクは紙袋に入っていた。一袋500g位だったと思う。タルクは多くの医療現場で使用してきた。」とK大学病院に勤務していたころの状況を証明してくれたのだ。

なぜこの様にタルクが使用されたのか少し説明を…。タルクとは「滑石」とも呼ばれ、ラテン語のタルクム(talcum)に由来する。風呂上りの汗止めや、赤ちゃんのオムツ

かぶれ防止などに日常使われているベビーパウダーの主成分はタルクだ。タルクは滑りが良くて、皮膚に良く付着して乾燥させるので、外用薬などの主薬あるいは基剤にも用いられている。また、タルクは白色または淡紅色の脂肪感に富んだ軟らかい鉱物で、滑らかで、摩耗性が優れ、化学的にも不活性な特性があり、化粧品をはじめ、紙、塗料、プラスチック、薬品など微粒の粉末材料としてあらゆる産業に幅広く用いられてきた。日本医師会治験促進センターのホームページにも「滅菌調整タルクの悪性胸水に対する胸膜瘻着術の有効性・安全性に関する研究 - 第2相試験 -」と記載されているほどに、タルクは医療現場をはじめ我々の生活に密着していた。

2011年8月、河村さん夫妻と「ひょうご労働安全衛生センター」事務局長西山さんと4人で山口労働基準監督署に行った。前もって電話を入れていたので、山口監督署も労災課長と担当者の二人で対応し、部屋に通されて丁寧に説明を聞いてくれた。「手術用のゴム手袋で？！」と、電話を貰ったときは驚いたそうだ。この事例は山口労働局にあげるようになる、ということは当初から聞いていたし、それも当然だろうとも思った。しかし本省協議になってしまった。それも当然かもしれないが。

その様な経緯の中、山口監督署の担当者が、既に廃院して関東の息子さん宅に住んでいるK産婦人科医院の元院長からの聞き取りを行った。「勤務医だった時はタルクを使用したが開業してからは植物性のものを使用した」と証言したという。「白い粉」はタルクだったのか、あるいは植物性（コーンスター？）だったのか、私はとても不安な日々が続いた。翌2012年始め頃、本省が「大阪の居住歴を調べるためにもっと資料がいる」と言っていると聞いた。やはり大阪での

居住歴が問題になっているのかとまた気がかりになった。しかし、万が一居住歴に間接的な石綿暴露があろうとも職業で使用していれば労働災害になる。

河村さんがどこかでアスベストを吸って、中皮腫を発症して苦しんでいる。この事実だけで充分だ。他に曝露が見つからないのならば明らかに「白い粉」が原因で、白い粉はタルクだ。呪文のように心に言い聞かせていましたある日、河村さんのもとに山口監督署から「認定」の電話が入ってきた。本省協議を2回も繰り返してやっと認定が決まった。待ちに待った認定通知は7月末に届いた。

大きくて意義ある事案だと思った。もちろん看護師さんの手袋再生業務においての石綿曝露というショッキングなニュースだったが、それと同時に患者と家族の会の果たした役割も重要だった。広島支部は今年10月で設立7周年を迎えるが、広島支部は笠原倫子世話人を中心につづつと続けてきた。そういう支部活動の中で、ある時期から山口県在住の会員さん達のために「字部集会」を行うようになった。2010年11月、その字部集会開催の案内を見て河村さんが参加した。その瞬間から今回の「医療現場のタルク」問題に繋がったのだ。このように一人ひとりの出会いが問題提起につながり、大きな社会現象を起こすことはクボタショックの時に実証されている。

タルクによる石綿曝露はよく知られているが医療現場で元看護師による作業事例は初めてだ。しかし、先にも書いたようにそれ以外にも大変に幅広く使用されている。ベビーパウダーが1987年代に大きな問題になつたことは周知の事実だ。多くの国民が使用したベビーパウダーだが、自分の使用していた商品にアスベストが混入していたのか否かは知らない人も多い。この件に関

しては先日厚生労働省に調査を申し入れしているので、報告待ちの状態だ。その要請の席で「タルクは薬剤や動物の飼料にも含まれているが、経口摂取するには被害は無い」と厚生労働省は言っている。しかし製造過程で石綿曝露する危険性は否めないと思う。

ある接骨院経営者が今回のニュースを見て慌てて問い合わせをしたという。「私どもほねつぎも長年患者さまの患肢にかけ軽擦法を行ってきた。不安に想い、N衛生材料にデンワ、製造元に問い合わせ確認。厚生労働省の定める含有量も0.1%以下とありなんら健康に問題ないとこのことで安心した」ということをブログで紹介している。

日本看護協会は8月29日付けでホームページで呼びかけた。「7月24日、山口県の准看護師が中皮腫を発症したのは、1981年～86年に医療用ゴム手袋を再利用するため、アスベスト(石綿)を含む粉(タルク)を使った作業をしたのが原因として、山口労働基準監督署が労災認定しました。ゴム手袋等の再利用のために、アスベスト(石綿)が含まれる粉(タルク)を利用することは、1980年代まで一般的に行われていました。現在は、アスベスト0.1%以上含むタルクの製造や使用は禁止されています。みなさんの職場でも、タルクが原因となった中皮腫の発症とその労災認定について情報共有を行ってください。」

ちなみに最近の聞き取り調査の中で元看護師の中皮腫患者Kさんが「S63年に看護職に就きましたが、私がゴム手袋再生に使用していたのはJメーカーのベビーパウダーでした。」という証言もある。タルクとベビーパウダーの違いは香料の有無でも解る。この方の曝露原因は他にあるようだ。

「元準看護師の労災認定」が巻き起こした問題はとてつもなく大きな課題だ。

胆がんで新たに労災請求 校正印刷ではなく、オフセット印刷に従事 名古屋西労基署

オフセット印刷に約11年間従事した経験があり、胆管がんで療養中の40歳代の男性Aさんが、8月29日、名古屋西労基署に労災請求した。

Aさんから7月に当センターに電話で相談があり、8月29日には労基署に名古屋労災職業病研究会の成田氏も同行し、同署に直接、事情を説明した。

Aさんは1984年から1995年まで名古屋市西区のB印刷（現在は廃業）で、オフセット印刷に従事した。

胆管がんが多発して問題の発端となったSANYO-CYP社は、オフセット印刷でも、本印刷前の色校正という工程。色校正は、版を試し刷りして色がうまく出るかを確認する作業で、一つの印刷物の印刷枚数は数枚程度で赤、青、黒、黄と色を変えるごとにゴムでできたブランケットを洗浄する作業が入る。黄を刷る前は色の濁りを防ぐために2度洗浄をするので、一つの印刷物で5回の洗浄を行う。

試算では、SANYO-CYP社では校正印刷機1台あたり8時間で100回から125回の洗浄作業が行われていた。

Aさんの場合は校正印刷作業ではなく、通常のオフセット印刷。使用していたのは紙を1回通すときに4色を同時に刷る4色機で、3000枚程度刷ったところで色のにじみを防止するためにブランケットを洗浄す

る。最初の試し刷りで1回洗浄するので、1万枚程度で4回の洗浄を行う。4色機には2名がついて各人2色の洗浄をするので、1万枚の印刷で1人については8回の洗浄を行うことになる。

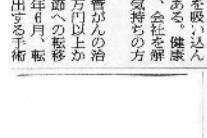
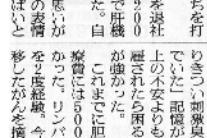
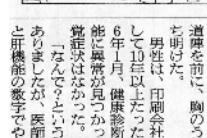
当時、12時間拘束・1時間休憩として、作業条件を入れて試算すると48回程度の洗浄作業を行っていたとみられた。一日の終わりの装置の洗浄作業でもブランケット洗浄剤を使用していた。

おまかに見積もると、印刷機1台当たりで一日1缶のブランケット洗浄剤を消費していた。

Aさんの記憶によると、このブランケット洗浄剤は「エースクリーン」という名称だったというので、インターネット上で検索すると、株式会社東洋化学商会の「エースクリーン」（現行はニューエースクリーン）がヒットした。

同社への問い合わせによると、次のような回答だった。

●製品名 「エースクリーン」
1963年～1995/96年 この間成分の変更なし
成分1 ジクロロメタン 含有率50% (含有質量10kg)
成分2 1,1,1トリクロルエタン 含有率50% (含有質量10Kg)

2012年9月8日
朝日新聞

胆管がんの労災申請についての会見本 ragazzi 一礼する患者男性(中央)=7日午後3時44分、名古屋市鶴舞区、鶴田曾吉撮影

胆管がんで働く人に胆管癌で初めて記者見に座った。申請が相次いでいる問題だ。勤務しているのは、これまで発症が確認されることが少なかった一般社員が多かった。40代男性が労災申請して7日申

がんが多発し、全国が労災で、愛知県住民の40代男性が労災申請して7日申

がんが多発し、全国が労災で、愛知県住民の40代男性が労災申請して7日申

「商用印刷で胆管がん」

三重の患者労災申請し会見

成分1 1,2-ジクロロプロパン 含有率60%
% (含有質量 12kg)

**成分2 ジクロロメタン 含有率20% (含
有質量 4kg)**

**成分3 1-1-1-ジクロロ-1フルオロエ
タン含有率20% (含有質量 4kg)**

時期詳細不明

成分1 1,2-ジクロロプロパン 含有率65%
% (含有質量 13kg)

**成分2 ジクロロメタン 含有率35% (含
有質量 7kg)**

2010年~

成分1 1,2-ジクロロプロパン 含有率50%
% (含有質量 10kg)

**成分2 ジクロロメタン 含有率50% (含
有質量 10kg)**

Aさんの就労時期の1995年までは、エースクリーンでジクロロメタンと1,1,1トリクロロエタンを半分ずつ含有していたということになる。

また、ニューエースクリーンはその後は1,2ジクロロプロパンを加えた組成に変更され、今日まで生産されていたこともわかつ

(18頁へ続く)

●製品名 「ニューエースクリーン」

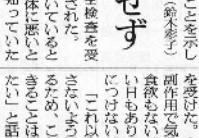
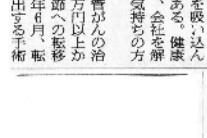
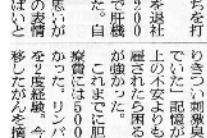
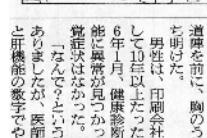
1996年~

成分1 1,2-ジクロロプロパン 含有率60%
% (含有質量 12kg)

**成分2 ジクロロメタン 含有率20% (含
有質量 4kg)**

成分3 1,1,1トリクロロエタン 含有率20%
% (含有質量 4kg)

時期詳細不明



厚生労働省によると、胆

管がんによる労災申請をし

た人は、2011年現在で全

国人は34人うち28人が既に死んだ。今回2回目となる一般的な商用印刷の印刷を使

う「オフセット印刷」の職場で、職場が汚染された結果、職場が汚染を申請する

これがまだ具体的な作業環

境がわかる。職場で、職場が汚染を申請する

「校正印刷」の職場だっ

た。

この回の「イスなは」は、「校正印刷」の職場だっ

た。今回の「オフセット印刷」の職場で、職場が汚染された結果、職場が汚染を申請する

これがまだ具体的な作業環

境がわかる。職場で、職場が汚染を申請する

「校正印刷」の職場だっ

た。

この回の「イスなは」は、「校正印刷」の職場だっ

た。

これがまだ具体的な作業環

境がわかる。職場で、職場が汚染を申請する

「校正印刷」の職場だっ

た。

職場のいじめハラスメント国際会議開催

30カ国の200名の参加者がコペンハーゲン大学に集う



第8回職場のいじめ・ハラスメント国際会議がデンマークのコペンハーゲン大学で開催された。

6月12日のプレイベントのワークショップに始まり、13日から15日まで本会議という日程だった。参加者名簿によると32カ国、200人もの参加者があった。

この国際会議は職場のいじめ&ハラスメント国際学会（IAWBH : International Association on Workplace Bullying & Harassment）の主催で今回8回目ということだった。この学会については日本ではまだあまり知られておらず、研究者で参加されているのは、滋賀大学の大和田敢太先生くらいで、日本からの最多参加者は「職場のモラルハラスメントをなくす会」の長尾香織さんということである。その長尾さんから、

日本からもっと専門家が参加するべきという呼びかけもあり、日本人参加者は増えつつあるようだ。過去の学会については「職場のモラルハラスメントをなくす会」のニュースレターで報告されている。（<http://www.morahara.org/newsletter/index.html>）

今回デンマークでの開催ということで、デンマークはじめ、ノルウェイ、イギリス、スウェーデンといったヨーロッパの国からの参加者が多かったが、オーストラリア、カナダ、アメリカ合衆国から多くの参加者があった。日本人参加者は10人で、ひとつの国からの参加者数としては多いほうだった。しかし残念ながら、アジアの他の国からの参加はまだほとんどない。

今回の会議には「Future Challenges」という副題がついていて、「未来への挑戦」と

でも訳せばいいのでしょうか、いじめ問題への取り組みについての意気込みが感じられた。いじめの問題について各国の様々な立場の方たちから、法律的、心理学的な研究から、予防対策や被災者支援の取り組みなど無数の報告が行われ、まさによりよい未来へ向けて多くの人がチャレンジしていると言えよう。

実際、学会とはいえ学者ばかりでなく普段労働組合と協力しているような労災職業病センターのスタッフなど運動側の人も参加していて、学会員以外も広く受け入れているゆるやかな体制で運営されている。

初日の開会挨拶の後、北欧らしく、コペンハーゲン大学によるコーラスが披露された。わずか数人の男女によるコーラスだったが、美しく澄んだハーモニーが会場に響き渡り、一同うつとりと聴き入った。

全体会では、4つの発表があった。

学会1日目の最初は「いじめの定義づけと対決：人的資源はいじめのない仕事文化を創造する独特の権限を持つか」と題して、アメリカ合衆国のloyola大学のSuzy Fox教

授が発表した。アメリカではチェックリストを活用した人材マネージメントが重要であるとして、それぞれ制度や文化の違いに応じていじめに対する概念化や対応を調整することが、健康でいじめのない組織文化を築くための人材の役割の核心となるであろうとした。

2日目は「職場のいじめ：予防と介入」と題してドイツのgoethe大学のDieter Zapf博士が報告した。いじめの対策の一次予防、二次予防、三次予防のカテゴリーの中でのそれぞれの役割や評価方法について述べ、とりわけ三次予防についての問題点などを示して、組織トップのサポートや同僚との信頼関係の重要性、また何度も対策を評価研究することなどをまとめた。

「スウェーデンの文献におけるいじめと健康」と題したスウェーデンのKarolinska研究所のTores Theorell教授は、心理社会学研究からスウェーデンの職場でいじめを受けた男女の割合が高いこと、いじめを受けたことと心筋梗塞が関連していることなど文献よりまとめ、今後の予防的戦略が重要とした。



全体会の様子



Dieter Zapf博士



市庁舎でのレセプション

3日目の全体会、「悲しみ、怒りと希望：対決からの影響」はアメリカの the Boss Whispering 研究所の Laura Crawshaw 博士。the Boss Whispering 研究所はいじめ問題の取り組みとして、職場で人間関係の摩擦を起こす上司の問題を取り上げ、教育プログラムである Boss Whispering を開発、経営者側にいじめ問題の解決法として提供しているようである。

分科会については、法律、差別、介入、健康、リスク、リハビリテーション、予防、対策、現象など 15 のテーマで、3 日間で 22 のセッションが持たれた。

大学内のいくつかの建物を使っての分科会では、教室にたどり着くのに少々右往左往させられたが、各セッションどれもよく人が集まっていた。報告の数が多く、各報告が質問時間を入れて 15 分程度であったのであわただしかったが、必ず質問があり、意見がかなり活発に交わされていた。

興味のあるセッションが同時にいくつもあるので、どれに参加するかは大迷走うところであったが、今回は法律と介入、そしてリハビリテーションの 3 つのテーマを中心



市庁舎横のアンデルセン像

に参加した。

ご存知のように厚生労働省は、昨年の 2011 年度よりはじめて職場のいじめ対策に着手、この 2012 年 3 月に「職場のパワーハラスマントの予防・解決に向けた提言」を取りまとめた。これまでずっと厚生労働省には「防止対策ガイドライン」を求めてきた運動側としては物足りないものであったが、それでもパワーハラスマントを一定定義し、なくすべき行為と位置づけた点は評価できる。しかし、最終的に目指すべきところは、やはり安全衛生法などに位置づけた法的規制である。その点、先進的なヨーロッパの取り組みには大変興味があり、法律のセッションに参加した。「職場のモラハラをなくす会」の参加者は労働法研究者の大和田教授や弁護士さんであったこともあり、日本人参加者の半数はここに参加した。

法律に関するセッションは 1 日目と 2 日目の 2 回で、10 の報告があった。

すでにいじめを規制するなんらかの法律がある国々で、心理的ハラスマント規制を州法でさだめるカナダのケベックや、ヨーロッパではノルウェイ、イギリス、イタリ

ア、ドイツ、オーストリア、フランス、そしてオーストラリアといった国の現状分析、また南米のコロンビアのモラルハラスメント規正法（2006年にできたようだ）の報告もあった。

モラルハラスメント禁止法で有名なフランスの報告は、Bordeaux大学の法律研究者、Loic Lerouge氏で、法律が定められたことは重要で、使用者に身体的、精神的ハラスメントを防止する義務を課したこと、労働者を守る手段の一つとなったことを報告。

その後、彼はこの7月から9月まで仕事が原因の自殺ケースについての研究のために来日し、9月8日には東京で講演をしてもらった。

フランスでは、2003年の最高裁判決からうつ病などを労災と認める流れができ、2007年には休業中に自殺未遂した例が労災と認められた。多数の自殺者を出したフランステレコムの事件では、労働組合が「他者の生命を危険に曝す」原因となる組織的なモラルハラスメント体制を築いたとして、フランステレコムを刑事告訴している。

リハビリテーションのセッションに参加したのは、もちろん、被災者



Lerouge 氏と

の回復について各国でどのような取り組みがされているかという興味と同時に、このセッションの発表者にオーストラリアのEvelyn Fieldさんがいたこともある。彼女は昨年、「アカデミック・ハラスメントをなくすネットワーク」の御輿久美子先生の招待で来日し講演を行った。職場のみに限らず、学校でのいじめ問題も含めて、行政に対してアドバイザーも勤める研究者である。

Fieldさんの発表は、いじめ被害者の診断が不適切なことがあり、治療者に困難をもたらしたり、その診断のために病状が軽く見られることがある、より詳細な診断基準が必要であるとう内容であった。センション後に声をかけると思い出してくださり、再会を歓迎していただいた。

Fieldさんを含め合計4つの発表があり、研究者と病院などが長期にいじめを受けた労働者の回復治療に取り組んだ事例がなどが報告され、やはり回復についてもそれぞれ模索していることがうかがわれた。

介入のセッションは3回で合計17の報告があったが、そのうち2回に参加した。

アイルランド、オーストラリア、イギリ



2日目ホテルでの晩餐会

ス、ニュージーランド、フィンランド、カナダ、デンマーク、スウェーデンなどから発表があったが、こちらは法律ではなくまさに現場での取り組み報告だった。各国それぞれにいじめ予防のマネジメント、労働者支援プログラム、早期の介入プログラムなどさまざまな方法が試みられていることが分かった。そういう取り組みを研究者達が評価し、よりよい方法を模索している。

日本は「過労死」に続いて「過労自殺」問題が起り、そして業務に起因するうつ病自殺問題へと深刻な状況が早くからあったと思うが、被害者救済の取り組みが主で、職場のストレスマネジメントや予防対策の面では遅れている。法的規制を求めるのも1つだが、やはりなにより現場での取り組みが職場を改善する手段であると改めて思う。

日本からは厚生労働省の「提言」をまとめるためにひらかれた有識者による円卓会議のメンバーでもあった「クオレ・シー・キューブ」の岡田康子さんが、「予防」のセッションで発表をした。また、「職場のモラルハラスメントをなくす会」が、ポスターセッションで日本の現状や先日発表されたばかりの厚生労働省のパワハラ定義などについて発表した。他にも早稲田大学の心理学ゼミの学生のポスタープレゼンなどもあった。

最終日には学会の総会が行われ、これは学会員ではない私は参加していないが、2年後の国際会議はイタリアのミラノで開催されることが発表された。

6月のコペンハーゲンは、日が射している間は暖かで動けば汗ばむこともあったが、

夜間(午後9時ごろまで明るい)や早朝は寒く、雨が降った日は分科会場の講義室が寒くてひざ掛けがほしかったところである。

コペンハーゲンは、街中はどこでも英語が通じ、国際会議や商業的な催しが行なわれることも多いということだった。会議開催中には、市役所での歓迎セレモニーや川を船で案内してくれるツアーも催され、古くからの町並みと、近代的なデザインの融合した美しく活気のある町を楽しんだ。

労働時間の短縮が進み、労働環境が整っているように思えたEU諸国でも、いじめについては様々な取り組みが試行されている状態のようである。フランステレコムやルノーで自殺者が相次いだように、労働条件の悪化にともなう自殺問題も新たな問題としてあるようだ。

2年後のミラノ会議にもぜひ参加したいが、それまでに報告できるような成果を出せるように、メンタルヘルス・ハラスメント対策局の取り組みをすすめていきたい。

(事務局 田島陽子)



韓国からのニュース

■労働界『感情労働の労災認定』に法改正推進／労災法・産業安全法・労基法改正案、今月末に発議

労働界によれば、民主労総サービス連盟・保健医療労組・事務金融労組が、感情労働の産業災害認定のために関連法の改正を進めている。

これら労組は今月末に、シム・サンジョン統合進歩党議員を中心とする国会・環境労働委員会所属の議員を中心に、関連法の改正案を発議する予定。

労組が組合員を対象に実態を調査した結果、流通販売職の場合、回答者の91%、保健医療労働者では84%、金融保険業のコールセンターでは95%が、「感情労働をしている」と答えた。

感情労働が産業災害と認められるには、産業災害補償保険法・産業安全保健法・勤労基準法を改正しなければならない。これらが作成した改正案の草案は、△産業災害補償保険法上の業務上疾病に、感情労働による精神科的な症状と疾病を明示し、△産業安全保健法上の産業災害の定義に感情労働の項目を追加し、△勤労基準法上の勤労の定義に感情労働を含ませる、という内容を盛り込んでいる。

イ・スジョン公認労務士は「サービス産業が全産業の60%以上を占めている状況で、現在の法は変化した状況を反映できていない」として「サービス労働者の主な業務が感情労働で、感情労働による被害が深刻な状況であるため、感情労働を産業災害と認定する内容を、法で明示しなければならない」と強調した。

労働界は感情労働の労災認定を争点化す

るために、集団労災申請も計画している。イ・ソンジュン・サービス連盟政策室長は「改正案の発議後、感情労働による被害事例を集めて集団的に労災を申請する計画」で、「感情労働による被害を判定機関がどのように見ているかを確認する、象徴的な意味がある」と説明した。2012年8月1日 毎日労働ニュース チュ・ジンユン記者

■労災予防活動を熱心にすれば労災保険料割引／労働部、労災予防料率制導入、50人未満の製造業で先ず実施

今後、産業災害予防活動を行った50人未満の小規模製造事業場は、労災保険料を割引されるようになる。

雇用労働部は7日、「小規模事業場の産業災害を減らすために、労災予防活動を熱心にする事業場に対して、労災保険料を割引する労災予防料率制を実施する」と明らかにした。労働部はこの日『雇用保険および産業災害補償保険の保険料徴収などに関する法律』改正案を立法予告した。

最近小規模事業場を中心に労災発生が持続的に増加しているが、これらに対する政府の指導・監督は不十分な状況だ。労働部によれば全産業の災害被災者の内、50人未満の事業場で発生する被災者比率が毎年増加している。2008年の78.3%から昨年の82.4%にまで上昇した。小規模事業場と50人以上の事業場との災害率格差も、同期間に3.31倍から3.92倍に拡大した。

労働部の関係者は「小規模事業場の場合、災害の発生周期が長く、相当数の事業場が災害発生の可能性を認識できなかったり、予防活動を疎かにしているのが実情」とし、

「今回導入する予防料率制は、経済的インセンティブを与えて労災予防努力を促進することに目的がある」と話した。

労災保険料を割引されるためには、危険性評価などの予防活動を行わなければならない。事業主が要請すれば、安全保健公団がコンサルティングを行う。50人未満の製造事業場に先ず適用されるが、労働部は制度実施以後に成果を分析し、他の業種にまで拡大する計画だ。雇用労働部長官は「労災予防活動を熱心にすれば、労災保険料率の割引と技術支援を併行する計画」とし、「小規模事業場がもっと自律的に予防活動に参加することを期待する」と話した。2012年8月8日 毎日労働ニュース チェ・チョンナム記者

■職場閉鎖中に監禁労働で精神疾患になれば『労災』／柳成企業労働者、救社隊として強制動員された衝撃で数回の自殺未遂

職場閉鎖期間に業務に復帰した労組員が、工場の中に閉じ込められたまま長時間労働に苦しめられ、会社の救社隊に強制動員されて精神疾患を病むことになれば、業務上災害という判定が出た。今までチヨング聖心病院やハイテクRCDコリアの事例のように、労組員が会社の救社隊によって暴行され、監視と差別を受けて精神疾患が発病し、労災と認められたことはあったが、反対のケースは今回が初めて。

9日、金属労組・柳成企業牙山支会によれば、最近勤労福祉公団天安支社は、昨年8月『重症の憂鬱性エピソード』と診断され、治療中の柳成企業の労働者A(50)氏の労災療養申請を受け容れた。A氏の精神疾患を業務上災害と判断したのである。

柳成企業で30余年間働いたA氏は、昨年5月18日、会社が部分ストに2時間の職場閉鎖を断行すると、直ちに同月29日にスト

ライキの隊列から外れて業務に復帰した。機長だった彼は「責任あるベテランが動いて、会社を救わなければならない」という純粋な思いで業務復帰を選択したと分かった。

しかしA氏を待っていたのは、監禁された状態で行われた殺人的な労働だった。A氏は昨年5月30日から7月19日までの51日間で、49日を家にも帰れない状態で働いた。支会によれば、彼は業務復帰の初日に午前8時30分から翌日の朝1時まで、15時間30分働いた。続いて工場の更衣室にスタイルフォームを敷いて少し眠り、翌日の5月31日にも12時間30分働いたことが確認された。

会社側は「工場の外にいるストライキ参加者が危害を加えるかもしれない」として、作業現場の出入り口に时限装置を別に設置した。A氏はトイレも思いのままに利用できない状態で仕事をした。特に会社の救社隊に動員され、鉄パイプを持って同僚の組合員らと対立する状況に耐えなければならなかつた。

以後A氏は長時間労働による深刻な不眠と焦燥・不安症状に苦しめられ、数回自殺未遂をするなど深刻な精神的ストレスを受けた。結局、昨年8月に重症の憂鬱性エピソードと診断された。現在、1年近く入院治療を受けているが状態は好転していない。

イ・サンチョル公認労務士は「今回の判定は職場閉鎖期間に会社の救社隊として無理矢理動員され、工場で孤立した状態で強制労働をさせられて発病した精神疾患に対し、使用者の責任を問うもので意味が大きい」と話した。イ労務士は「息子の自殺未遂と入院治療で衝撃を受け、集中治療室で治療を受けてきたA氏のお母さんが、今月6日に亡くなった」とし、「職場閉鎖が一つの家庭を深刻な苦痛に追い込んだ」と口惜しがつた。2012年8月10日 每日労働ニュース キム・ミヨ記者

■連日続く労災事故／労働界「企業殺人法を制定し、事業主に責任を問わねば」

最近続いて発生している産業災害による死亡事故に関して、事業主を拘束し、労災予防の政府の指導・監督を強化しなければならないという声が強まっている。韓国労総は26日に声明を出し、「安全保健問題を放置する事業主の安全不感症が、我が国を労災共和国にしている」。「司法部もまた、殺人企業の事業主を厳しく処罰しなければならないのに、罰金などの軽い処罰ですまし、事業主の安全保健予防に対する意志を一層弱くさせる結果を招いている」と批判した。

韓国労総は「労働者が労働現場で安全で健康に働くように、事業主の安全保健に対する責任を強化する労災予防対策を作らなければならない」とし、「殺人企業に対する司法部の厳重な処罰も必要だ」と話した。労働健康連帶も声明を出し「事故に対する単純な責任を問うのではなく、生命の大切さを企業の各政策で実現できるように、企業殺人法を導入することが急がれる」と主張した。2012年8月27日 毎日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■労働部、安全管理不良事業場259ヶ所の名簿を公開／産業災害多発事業場は司法処理「社会的制裁強化する」

忠南の牙山にある柳成企業では、2009年8月20日から昨年9月5日までに、治療期間が4日から132日に達する52件の産業災害が発生した。しかし、柳成企業は産業災害の処理・報告をせず、雇用労働部の特別監督で摘発された。

労働部は6日、産業災害率が高かつたり死亡事故がしばしば発生した事業場など、安全管理不良事業場259ヶ所をホームページに公開した。今回公開された事業場は、昨年の産業災害率が平均災害率を越える事業場

の内の上位10%と、2人以上の死亡事故が発生した事業場の内の同業種の平均死亡率を越える事業場だ。公開された事業場の内、災害率が最も高いのはソウル競馬場調教師協会で、労働者475人の内で被災者が66人も発生し、14%の災害率を記録した。

労働部は産業災害に対する事業主の関心と警戒心を高めるために、2004年から『産業災害多発事業場などの名簿公表制度』を実施している。制度施行以後1828ヶ所が安全管理不良事業場として公開された。労働部はこの日公開された安全管理不良事業場に対しては司法処理など、管理・監督を強化する予定である。労災予防補償政策官は「産業災害が多発する事業場に対しては、司法処理はもちろん名簿公表といった社会的制裁を強化する予定」とし、「事業主は安全管理に格別の関心を持って欲しい」と話した。2012年9月6日 每日労働ニュース チェ・ジョンナム記者

■今年の前半期、業務上事故・疾病、すべて増加傾向／労災事故は前年対比0.7%増加、疾病死者者は7.36%増加

今年の上半期に業務上被災者の数が小幅に増加したことが分かった。業務上の事故の死者数も前年対比1.2%(8人)増え、業務上疾病判定委員会が設置された以後、持続的に下落した業務上疾病者の数も0.1%(3人)増えた。50人未満の製造業で腰痛疾患が増加したことが、業務上災害の増加傾向を招いた原因として把握された。

20日に雇用労働部が発表した『6月末現在の産業災害発生現況』によると、今年に入って6月までに発生した産業災害者は4万4726人で、昨年同期より0.7%(330人)増加した。災害率は0.28%で、前年対比0.02%減少した。

労働部の関係者は「業務上災害者数が増

加したのは就業者数が毎月40万人ずつ増えるなど、勤労者数の増加によるもの」とし、「全労働者対比の労災発生数である業務上災害率は減少した」と強調した。

業務上災害者数はサービス業を除いて全般的に増加した。建設業では昨年同期より1042人(10.7%)増え、製造業でも101人(0.6%)増えた。

労災で死亡した人も昨年より3.38%(35人)増加した1069人と集計され、労災死者10人の内3人(27.9%)は建設労働者であった。墜落事故による死亡(209人、全体の31%)が最も多く発生したが、建設労働者の墜落死が墜落事故全体の70%を占めた。

持続的に減少していた業務上疾病も、今年6月に入って小幅ながら増えた。業務上疾病は製造業だけで147人増えたが、労働部は「筋骨格系疾患の増加が主な要因として作用した」と話した。職業病を種類別に見ると、事故性の腰痛は142人減少したが、筋骨格系疾患の腰痛(117人)と身体負担作業(115人)が大きく増えたことが分かった。難聴(20人)と脳心血管系疾患(18人)も増加した。

2012年9月21日 毎日労働ニュース キム・ミヨン記者

■業務の準備中に負傷した生コン労働者に『業務上災害』／労災保険審査委決定「特殊雇用職も一般労働者と同じに」

27日、勤労福祉公団の産業災害補償保険審査委員会(労災保険審査委)によれば、生コン労働者イ・某(56)氏は2月20日、会社内の整備場で、他の労働者が所有する車輌の塗布作業を手伝っていて手首を骨折した。イ氏は産業災害に認定してくれと公団に療養手当の申請をしたが、不承認処分を受けた。事業主の指示がない状態で、私的な行為をしていて発生した事故で、業務上災害に該当しないということだった。

これに不服なイ氏は、公団の労災保険審査委に審査請求をした。争点は名目上の個人事業者である特殊雇用労働者のイ氏が、事業主の作業指示以外の仕事をしていて負った事故を、業務上の災害と見ることができるかであった。言い換えれば、特殊雇用労働者の業務領域の範囲はどこまでかということだ。

労災審査委は18日、「災害は事業場内で発生したもので、事業主がペイントを提供していた」として「塗布作業は昔から慣行的に生コン技士が2人1組で互いに助け合いながらしてきたものであることを考慮する時、業務上の災害と判断される」と議決した。

生コン労働者が労災保険法の適用対象である特殊雇用労働者という点も判断に影響を与えた。政府は特殊雇用労働者の内、生コン労働者・ゴルフ場キャディー・学習誌教師・保険設計士・宅配運転手・クリックサービス技士などに限り、労災保険に加入できるようしている。

労災保険審査委の判断について建設労組の関係者は「特殊雇用労働者の業務領域の範囲を、主な作業のための準備過程までと見たもの」とし、「似たような事例がある特殊雇用労働者にも労災認定をしなければならない」と指摘した。

労災保険審査委の今回の決定にも拘わらず、特殊雇用労働者の業務領域の範囲を巡る公団と労働者の綱引きは続くものと思われる。クォン・ドンヒ公認労務士(労働法律院・法律事務所「未来」)は「公団が労災に関する業務関連性を見る時、特殊雇用労働者については一般の労働者より厳格に問い合わせようとする傾向がある」として「特殊雇用労働者も勤労基準法上の労働者と同じに見なければならない」と主張した。2012年9月28日 チェ・ジョンナム記者

(翻訳：中村猛)

前線から

はつりじん肺損害賠償訴訟 第15回弁論期日報告

大阪

裁判官がかわり、前回から「裁判所からの宿題」が原告・被告双方に提示されるようになった。主張の補充や相手方から出されている求釈明に対する回答など、裁判所が不十分であると判断した内容につき、それぞれ次回までに書面を用意するよう求められている。原告・被告あわせて45人がかかわる裁判であるため、中にはまったく書面の提出を求められていない原告ないし被告もあるが、このような当事者は主張が尽くされたということになるのだろう。

今回も期日後に「次回までに準備すべき事項」が提示され、原告側は4名が求釈明等に対応することになっている。しかし、原告についてはこれ以上細かく主張する必要もないため、今後は立証を行っていくこ

とになる。つまり、本人尋問の開始が見えてきたということである。

一方被告は、その多くがまだ主張や釈明が十分ではない。15回に及ぶ弁論のなかで欠席をする被告代理人も多く、西松建設、森組についてはその姿を見ることは滅多にない。加えて以下の被告が提出した書面は原告の主張に真面目に反論しているとは言えず、明らかに進行を妨害することを目的として書かれたものだった。

大林組は、いつものとおり「具体的な時期、全体の工事内容」を明らかにするまで認否をしないとしている。大林組のいう具体的な時期とは、工期ではなく原告本人が入場した時期であり、全体の工事内容とは当時の工事名称と下請構造を指している。大林組は他の

被告と異なり、社内にある資料から現場を推測することはせず、当時の職員などから聞き取りを行っても最終的には原告の主張を待つ。このような姿勢に裁判所も「該当する現場を請負ったかどうかくらいの認否はできるはず」と苦言を呈していたが、大林組の担当弁護士にとってはどこ吹く風で、メモを取ることもなく笑いながら聞き流していた。

対応する原告が1名であるためあまり目立たないが、西松建設の姿勢にも問題がある。今回、原告の山田さんが準備した書面において、工事時期を訂正している。提訴時には本人の記憶に基づきだいたいの時期を提示していたものを、西松建設が「時期が異なる」との理由で否認してきたため、精査のうえ訂正したのである。ところが、訂正された内容に対し、西松建設は「原告が何らの調査結果に基づかず、被告の認否に合わせた形で工事時期を変更してきたという信義則に反した主張をしている。トンネルじん肺訴訟と同様

に、職歴の撤回を求める
い」という見当はずれの主張を行った。西松建設は現場の特定にもまったく協力しない被告であるため、否認された現場については調査嘱託を含め独自で調査を続け、ようやく工期等を特定したのである。それにもかかわらず、職歴の撤回を求めるなど図々しいにもほどがある。裁判所も一言言

(7頁のから続く)
た。

ジクロロメタンと1, 2ジクロロプロパンは、SANYO – CYP社で使用されていたブランケット洗浄剤の成分物質で、胆管がんの原因物質として有力視されている物質だ。

B印刷での作業状況は、防護マスクなし、局所排気装置なし、有機溶剤健診なしと、杜撰な管理状態だったとAさんは述べている。

つまり、有機溶剤の大量使用、きわめて杜撰な労働衛生管理というSANYO – CYP社と同様なばく露条件の下で働いたために、Aさんは胆管がんを40歳代という異例の若年で発症したのではないかとみられている。

労災請求後、Aさんの元同僚というCさんと会うことができた。Cさんはエースクリーンを使用していたことを明確に記憶していた。

労基署はAさんの聴き取りをすでに終えており、元会社関係者、Cさんなどの同僚の調査を行っていくとみられる。

Aさんの事例は、校正印刷会社以外でも胆管がんの発症事例があるということを示

いたいはずであるから、西松建設は次回の期日には必ず出てきてもらいたい。

ところで、今回の期日後集会では、弁論内容の説明に限らず、各弁護士からご担当されている原告に関する

提出書面の解説が加えられた。全体の話は毎回されているが、今まで他の原告に関する報告を弁護士から伺う機会はほとんどなかつたので、次回以降も続けていきたいと思う。

次回期日

2012年11月29日(木)15:00～
大阪地裁 202号法廷

している。

厚生労働省の発表によれば、SANYO – CYP社のあとで2件の胆管がんの労災請求があつたという宮城県の印刷会社も校正印刷ではなく、オフセット印刷会社だ。

ほかにも20程度の印刷事業場にかかる労災請求事案が出ているということだが、どういう印刷形態であったかは公表されていない。

Aさんの事例からみても、今回の胆管がん問題はSANYO – CYP社の特殊事件で片付けではない。



9月の新聞記事から

- 9/3 「ニチアス」のアスペスト健康被害を巡り、同社王寺工場の元従業員らでつくる「全日本造船機械労働組合ニチアス・関連企業退職者分会」と同社の初めての団体交渉があった。組合側が石綿健康被害の実態や補償基準などの情報開示を求めたのに対し、会社側は拒否。次回交渉日程は未定。
- 9/5 昨年9月に松山市納税課の新人職員の男性が自殺し、父親が「過労自殺」として、地方公務員災害補償基金県支部に公務災害認定の請求を行った。男性は昨年4月に入庁。納税課で税の督促や窓口業務をしていた。7月には他職員と同じ1300-1400件と業務量が3倍近くに増加。8月は時間外が120時間を超え、4-9月で計357時間。8月末にうつ病を発症し9月5日に自宅で自殺。
- 9/6 串間市の元臨時職員の女性が、上司の男性職員にセクハラを受けたとして、慰謝料などを求めた訴訟で、宮崎地裁日南支部は男性職員に慰謝料など50万円の支払いを命じた。8月28日付。08年4月男性職員は職場の歓迎会で、女性に「お前を抱きたい」と発言しその後も関係を迫った。市の事実調査に「名誉毀損だ」と抗議、女性は09年8月に退職。男性職員は別の課に異動。
- 9/14 村都市建設課に所属していた男性職員が、役場内で男性課長補佐から右ほおを殴られるなどの暴行を受け、うつ病とPTSDを発症したなどとして、村や当時の上司の男性らに賠償を求めていた訴訟で、水戸地裁は村に慰謝料33万円の支払いを命じた。
- 9/18 大阪府泉南地域に集中していた石綿工場の元従業員55人が、国に健康被害の賠償を求めた泉南アスペスト訴訟第2陣訴訟の控訴審第1回口頭弁論が、大阪高裁であった。
- 9/20 「ワタミフードサービス」の従業員だった08年に自殺し、今年2月に労災認定された森美菜さんの両親がワタミ本社を訪れ、渡辺美樹会長らに事実説明を求める申し入れ書を提出した。
- 兵庫県尼崎市のクボタ旧神崎工場で働いていた男性の妻が肺がんで死亡したのは、作業服に付着したアスペストを吸い込んだのが原因だとして、男性ら親族3人がクボタなどに3300万円の損害賠償を求める訴えを地裁尼崎支部に起こした。提訴は15日付。男性は1972年から10年間、クボタ旧神崎工場で水道管などの出荷作業に従事。妻は自宅で作業服を洗濯し04年に71歳で死亡。
- 9/21 富士通の課長だった男性が昨年4月、急性心不全で死亡したのは東日本大震災の対応に追われた長時間労働が原因として、三田労働基準監督署が労災認定した。8月30日付。男性は本社で海外部門の課長を務め、震災後、通常業務に加え社員の安否確認や節電対策などに対応。外国人上司2人が出国しさらに負担が増え、震災後に休んだのは3月に4日、4月はゼロ。直前2カ月の時間外が月平均82時間以上、自宅での作業も加えると、実質的に月300時間を超えたと認定した。

昨年8月に死亡したヤマト運輸の営業担当について、船橋労働基準監督署が長時間労働による過労が原因として労災認定した。13日付。男性は昨年4月、船橋主管支店に配属され、管轄する営業所全体の営業責任者となった。くも膜下出血で死亡する前の3カ月間は、時間外労働が1カ月で86-110時間。

「サンヨー・シーフィピー」で校正印刷に

関わった元従業員らの胆管がんによる死亡リスクは日本人男性の平均の約2900倍に及んだことが、熊谷信二・産業医科大学准教授の調査で分かった。21日の日本胆道学会で発表する。校正印刷部門では91-06年、1年以上働いた62人のうち6人が胆管がんで死亡と確認。一方、同社で労災申請した12人以外に、50歳未満の2人の従業員で胆管がんの疑いがあることも判明。

9/24 アスペストによる肺がんでの死者数が増えているとみられるが、労災認定期数は減少している。支援団体は、厚労省が07年に石綿による肺がんの労災認定基準を厳しくしたことが背景にあると指摘。肺がんの死者数は中皮腫の死者数の2倍とする説が有力で、中皮腫と同様に増加しているとみられるが、肺がんで労災認定を受けたのは06年度783人をピークに11年度には399人まで減少。

9/26 シルバー人材センターの会員の作業中のけがに保険適用されず全額自己負担になるのは不适当、奈良県内の70歳の男性の家族が保険の適用を求めて大阪地方裁判所に提訴した。男性は3年前シルバー人材センターからの委託作業中に足の指を骨折、センターの作業は業務で健康保険は適用できないと治療費など85万円の支払いを求められた。厚生労働省は、問題解消に向けたプロジェクトチームを発足させ10月中にも結論を出す方針。

石綿肺を発症した男性が自殺したのは、闘病苦が原因の労災であるとして、妻が労働基準監督署による労災不認定処分の取り消しを求めた訴訟の判決が岡山地裁であり、裁判長は「10年以上にわたる症状悪化や石綿疾患による同僚らの死で心理的ストレスが過重だった」と業務と自殺との因果関係を認め、取り消しを命じた。

石綿を混ぜた石綿セメント混合管の製造でじん肺を発症した元従業員6人が、勤務先の資本を引き継いだ「リゾートソリューション」に、損害賠償を求める訴訟の判決が、高松地裁であった。裁判長は原告3人の主張を一部認め、計3300万円の支払いを命じた。残り3人について棄却。

9/27 2006年の運動会の練習中に脳疾患で倒れ、10年に44歳で死亡した宮崎県内の公立中学校の男性教諭について、地方公務員災害補償基金審査会は公務災害と認める裁決をした。7月2日付。裁決で審査会は、業務で精神的ストレスを抱え、土日出勤も続いている「質的にも量的にも、教諭には過剰な負担があった」と認定した。直前の1カ月の時間外勤務時間は約120時間。

9/28 厚生労働省は原発作業員などの放射線業務従事者が発症する胃、食道、結腸の三個のがんについて、労災認定の被ばくの目安を発表。1累積被ばく線量が100msv以上、2被ばく開始から発症まで5年以上の2点。同原発事故前の09年12月と11年2月に2人の原発作業員から三のがん発症について労災申請があったのを受け、厚労省の「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」が、過去の文献を基に報告書をまとめた。

労災認定で療養中の解雇は不当として、専修大元職員が地位確認などを求める訴訟で、東京地裁は解雇を無効とする判決を言い渡した。専修大は昨年10月に打ち切り補償約1630万円を支払って解雇したが、裁判官は打ち切り補償の適用は使用者による療養補償を受けている場合で労災保険の受給者は含まれないと解雇を違法とした。